標準貨物自動車運送約款

目
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約の締結及び変更（第三条―第十五条）
第三章　運送の引受け、積込み及び取卸し（第十六条―第二十条）
第四章　運賃、料金及び立替金（第二十一条―第二十五条）
第五章　荷主の責任（第二十六条―第二十八条）
第六章　運送人の責任（第二十九条―第三十五条）
第七章　雑則（第三十六条―第四十条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　一般貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）は、次の事業とする。

一　特別積合せ貨物運送（一の運送人が、集荷した貨物を集約して運送し、到着地において仕分けして配達する運送をいう。）

二　一般貨物運送（特別積合せ貨物運送以外の運送をいう。）

2　運送事業を経営しようとする者は、前項の事業の種類ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　営業所（貨物の運送の引受け及び運送の開始の拠点となる事務所をいう。）の名称及び位置

三　事業の開始の予定日

四　事業用自動車（専ら運送事業に使用する自動車であつて、第三十四条第一項に規定する貸渡自動車以外のものをいう。）の数及び車両総重量

4　前項の申請書には、事業用自動車の車検証の写しを添付しなければならない。

（事業の譲渡及び譲受け）

第二条　運送事業の譲渡しをしようとする者は、譲渡しの日の三十日前までに、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　運送事業の譲渡しを受けた者は、譲渡しの日から三十日以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。

3　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する権利及び義務を承継する。

4　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

5　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

6　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

7　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

8　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

9　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

10　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

11　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

12　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

13　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

14　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

15　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

16　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

17　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

18　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

19　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

20　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

21　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

22　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

23　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

24　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

25　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

26　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

27　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

28　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

29　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

30　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

31　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

32　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

33　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

34　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

35　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

36　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

37　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

38　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

39　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

40　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

41　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

42　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

43　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

44　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

45　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

46　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

47　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

48　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

49　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

50　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

51　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

52　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

53　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

54　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

55　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

56　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

57　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

58　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

59　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

60　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

61　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

62　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

63　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

64　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

65　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

66　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

67　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

68　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

69　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

70　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

71　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

72　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

73　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

74　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

75　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

76　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

77　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

78　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

79　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

80　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

81　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

82　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

83　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

84　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

85　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

86　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

87　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

88　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

89　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

90　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

91　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

92　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

93　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

94　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

95　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

96　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

97　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

98　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

99　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

100　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

101　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

102　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

103　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

104　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

105　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

106　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

107　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

108　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

109　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

110　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

111　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

112　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

113　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

114　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

115　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

116　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

117　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

118　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

119　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

120　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

121　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

122　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

123　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

124　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

125　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

126　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

127　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

128　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

129　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

130　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

131　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

132　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

133　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

134　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

135　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

136　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

137　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

138　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

139　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

140　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

141　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

142　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

143　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

144　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

145　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

146　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

147　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

148　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

149　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

150　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

151　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

152　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

153　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

154　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

155　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

156　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

157　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

158　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

159　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

160　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

161　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

162　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

163　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

164　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲渡人が国土交通大臣の許可を受けた日又は譲受人が国土交通大臣に届け出た日から、譲渡人の運送事業に関する債権及び債務は、譲受人に帰属する。

165　運送事業の譲渡しがあつたときは、譲